

第43回愛知県地方港湾審議会衣浦港部会

日時：令和8年6月24日（水）

午後1時30分～午後2時

場所：愛知県本庁舎 6階 正庁

開会

○司会 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから、第43回愛知県地方港湾審議会衣浦港部会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、愛知県都市・交通局港湾課の熊崎でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、各委員にお配りしております資料のご確認をお願いいたします。

本日の「議事次第」、「出席者名簿」、「配席図」、ご審議いただきます「衣浦港港湾計画書の案」、「衣浦港港湾計画資料の案」及び「参考資料」、また、その他の資料として、「衣浦港要覧」、「あいちの港湾」をお配りしております。

お手元の資料など、不足されている方はございませんでしょうか。

委員紹介

○司会 続きまして、本日ご出席の委員の皆様方をご紹介します。

正面中央、愛知県地方港湾審議会衣浦港部会の部会長を務めていただきます、名古屋大学教授の富田委員でございます。

○富田部会長（1号委員・名古屋大学教授） 富田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 続きまして、正面の富田部会長に向かって左隣から順に、名古屋大学大学院教授の玉井委員。

○玉井委員（1号委員・名古屋大学大学院教授） 玉井です。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 名古屋大学大学院教授の中野委員。

○中野委員（1号委員・名古屋大学大学院教授） 中野です。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 公益社団法人伊勢湾海難防止協会専務理事の鈴木委員。

○鈴木委員（2号委員・公益社団法人伊勢湾海難防止協会専務理事） 鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

○司会 衣浦港振興会会長の長田委員。

○長田委員（２号委員・衣浦港振興会会長）　長田です。よろしくお願いいたします。

○司会　次に、正面の富田部会長に向かって右隣から順に、半田市長の久世委員の代理の建設部都市計画課長の竹内様。

○久世委員（５号委員・代理・建設部都市計画課長）　竹内と申します。よろしくお願いいたします。

○司会　碧南市長の小池委員。

○小池委員（５号委員・碧南市長）　小池でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会　国土交通省中部地方整備局長の森本委員の代理の三河港湾事務所長の渡邊様。

○森本委員（４号委員・代理・国土交通省中部地方整備局三河港湾事務所長）　渡邊です。よろしくお願いいたします。

○司会　国土交通省中部運輸局長の神谷委員の代理の海事振興部長の山本様。

○神谷委員（４号委員・代理・国土交通省中部運輸局海事振興部長）　山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会　第四管区海上保安本部長の林委員の代理の衣浦海上保安署長/衣浦港長の森口様。

○林委員（４号委員・代理・第四管区海上保安本部衣浦海上保安署長/衣浦港長）　森口です。よろしくお願いいたします。

○司会　以上の方々のご出席を賜っております。

また、代理人の方々につきましては、当審議会運営規程第４条第１項に規定される代理人選任届が提出されております。

部会長挨拶

○司会　引き続きまして、富田部会長からご挨拶をお願いいたします。

○富田部会長　改めまして、部会長を仰せつかっております富田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、第４３回愛知県地方港湾審議会衣浦港部会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の審議会は、危険物取扱いの変更について、港湾管理者である愛知県から諮問を受けて審議をしていただくものでございます。

今回の案件は、港湾計画の軽易な変更であるため、愛知県地方港湾審議会条例第６条に基づき部会を設置して、審議を行っていただきます。

本日は委員の皆様方から、多くのご意見を賜り、この計画につきまして、十分な審議をしていただきたいと思います。格別のご協力をよろしくお願い申し上げます。

○司会 ありがとうございました。

それでは、まず、幹事であります、港湾課長の朝日から、本日の出席委員数を報告させていただきます。

○事務局（幹事・朝日港湾課長） 港湾課長の朝日でございます。本審議会の幹事を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

当審議会条例第6条第2項の規定により、衣浦港部会として、会長のご指名がございました委員は10名でございます。本日は、代理の方を含めまして10名の方にご出席をいただいております。

したがって、当審議会条例第7条第3項に定める定足数に達しており、本部会は成立いたします。

○司会 ありがとうございました。

当審議会条例第7条第2項の規定に基づき、以後は、富田部会長に議事の進行を、お願いいたします。

会議録署名人の指名

○富田部会長 はい。それでは、議事に入ります前に、当審議会運営規程第10条第3項の規定による会議録署名人を、私のほかに、玉井委員と、中野委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議事

衣浦港港湾計画の軽易な変更について

○富田部会長 それでは、議事に入らせていただきます。

今回、管理者から諮問がありました、衣浦港港湾計画の軽易な変更は、危険物取扱施設計画の変更についてでございます。

まず、事務局の方から説明をお願いいたします。

○事務局（幹事・朝日港湾課長） それでは、衣浦港港湾計画の軽易な変更につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、お手元に、衣浦港港湾計画書(案)と、それを補足する、衣浦港港湾計画資料(案)及び参考資料を配布してございますので、あわせてご覧ください。

説明につきましては、参考資料に沿って進めさせていただきます。

なお、前方スクリーンに同じものを表示させていただきます。

今回の変更内容は、衣浦港の碧南地区において、危険物取扱施設計画を変更するものでございます。

まず、衣浦港の概要についてご説明させていただきます。

こちらが衣浦港港湾計画図、航空写真に、今回の変更箇所を赤字で記載したものと、衣浦港の令和7年度における品種別貨物量でございます。

衣浦港は、知多半島と西三河地域に囲まれた南北約20kmの細長い形状をしており、5市3町に隣接する広大な水域に、臨海工業用地が造成され、地域の発展を支えてきた重要港湾でございます。

主な取扱い貨物は、石炭、木材チップ、とうもろこしなどのバルク貨物であり、知多及び西三河地域のみならず岐阜県を含む広域に渡って、物流・生産活動を支える工業港でございます。

また、地域内には、国内最大級の石炭火力発電所などが立地し、地域のエネルギー供給拠点としての役割を担っております。

現在の衣浦港港湾計画は、平成26年3月に改訂され、その後、2度の軽易な変更を経て現在に至っております。

今回の変更は、碧南地区における、危険物取扱施設計画に関するものでございます。

資料は、裏面を、ご覧ください。

今回の変更の概要につきまして、ご説明いたします。

碧南地区における危険物取扱施設計画に、立地企業の要請に基づきまして、液化石油ガス、アンモニア等を取り扱うため、既設の水深6.5mの岸壁1バースを位置付けるとともに、既設の水深5.5mのドルフィン1バースを撤去する2件の変更になります。

次に、これまでの、碧南地区における危険物取扱施設計画の経緯についてご説明いたします。

左側の写真に位置を、右側の図面に配置をお示ししております。

昭和52年11月に液化石油ガスの受入拠点として、①の水深12mのドルフィン1バース、水深5.5mのドルフィン1バースを計画いたしました。

その後、昭和56年3月に、液化石油ガスの受け入れ拡大に向け、現在の貯炭場前面に②のドルフィン5バースを計画いたしましたが、昭和61年12月には、碧南火力発電所の立地計画が具体化したということで、液化石油ガス受入計画の見直しが行われ、計画から削除され、②の位置に専用ふ頭計画として水深12mのドルフィン2バースを位置付けました。

次に、2枚目をご覧ください。

続きまして、今回の計画変更の背景につきまして、ご説明いたします。

株式会社JERAでは、碧南火力発電所において、アンモニアを石炭に混ぜて燃やすことでCO₂排出量の削減を図るアンモニア混焼発電の商用運転に向けた準備を進めております。

燃焼用アンモニアを既定計画に位置付けられている水深12mのドルフィンで、脱硝

用アンモニアを水深 6.5 m 岸壁で取り扱う計画であることから、今回、水深 6.5 m 岸壁を新たに危険物取扱施設計画に位置付けるものでございます。

一方、出光興産株式会社では、液化石油ガスの取り扱いを令和 7 年度に終了しております。

そのため、水深 5.5 m のドルフィンについては、今後も使用する見込みがないことから、今回撤去するものでございます。

7 枚目をご覧ください。

最後に、下の図は、今回の変更内容を記載した計画図となります。

記載内容といたしましては、左側が現在の計画である既定計画であり、右側が今回計画で水深 6.5 m の岸壁を位置付けるとともに、既設の水深 5.5 m のドルフィンを撤去したものでございます。

なお、今回の計画変更に伴う環境への影響については、新たな負荷の発生は無いことから、周辺環境への影響は軽微であると考えております。

今回の港湾計画の変更に関する説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○富田部会長 はい。ありがとうございました。それではただいまのご説明の内容につきまして、ご意見、ご質問などございますでしょうか。

○富田部会長 環境影響についても、軽微であるということをご確認されているということ、また、地元の利用の形態の変更に基づいての計画変更だということだと思います。よろしいでしょうか。

それでは地元の市であります碧南市の小池市長様から何かございますでしょうか。

○小池委員（碧南市長） 碧南市長の小池でございます。

今回の港湾計画の軽易な変更につきましては、衣浦港碧南地区に立地いたします株式会社 J E R A の専用岸壁、並びに出光興産株式会社の専用栈橋に関する変更でございますので、地元を代表して意見を申し述べさせていただきます。

株式会社 J E R A 碧南火力発電所は、愛知県の電力需要の約半分を賄う国内最大級の設備能力を有する発電所でございます。背後圏を含めた広範囲にわたる企業活動や、県民の皆様の生活を支えています。

同発電所におかれましては、2024 年から、脱炭素社会の実現に向け、大型商用石炭火力発電機における燃料アンモニア転換の大規模実証試験に取り組まれ、良好な結果が得られたことから、2029 年を目処とした商用運転開始に向け、現在、関連工事が進められているところでございます。

また、出光興産株式会社におかれましても、これまで専用栈橋におきまして L P G 取扱事業を展開してこられましたが、今後は株式会社 J E R A のアンモニア受入設備との

共用利用を検討されていると伺っております。

両社ともに、カーボンニュートラルの実現を見据えた、より環境に配慮した事業計画を進められており、碧南市といたしましても、こうした、先進的な取組みに大いに期待を寄せているところでございます。

今回の変更は、両者のさらなる事業発展の契機となりますとともに、ひいては衣浦港全体のより一層の発展に繋がってまいりますので、計画変更に対しまして、皆様ご理解いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○富田部会長 ありがとうございます。他よろしいでしょうか。

はい。それでは碧南市長様からご意見いただきましたところで、採決に移らせていただきます。

それでは、今回の諮問にありました、衣浦港港湾計画の軽易な変更につきまして、原案の通り、適当と認めるということでよろしかったでしょうか。

○富田部会長 皆さん、頷かれているということで、異議がないと理解いたしました。ありがとうございます。

本議案につきましては、原案の通り適当と認めるということにさせていただきます。

委員の皆様方には大変ご多忙のところご出席いただき、また、円滑な議事の進行に格別なご協力をいただきました。部会長として、厚くお礼を申し上げます。

○司会 ありがとうございます。本日の議事は以上でございます。

港湾管理者挨拶

○司会 最後に、港湾管理者として、都市・交通局長の多田より挨拶をさせていただきます。

○事務局(幹事・多田都市・交通局長)

皆様、こんにちは。愛知県都市・交通局長の多田でございます。

富田部会長様をはじめ、委員の皆様方におかれましては、日頃から県の港湾行政に格別のご理解とご支援を賜りまして、ありがとうございます。

また、本日はお忙しい中お集まりいただき、衣浦港の港湾計画の変更について、ご審議賜りまして、そしてご了承いただきまして、厚くお礼を申し上げます。

政府では、2050年カーボンニュートラルの実現を宣言し、そこに向けていろいろな取組を行っているところでございますけれども、まさに、港というのは、エネルギー消費の一大拠点ということでございまして、衣浦港においても、令和6年3月に、脱炭素化の計画を策定させていただいております。

本日、ご審議いただいた内容につきましては、まさに脱炭素化の計画に沿った内容で

ございますし、次世代エネルギーであるアンモニアの受入環境の整備を図ることは、衣浦港のさらなる脱炭素化に大きく貢献するものと考えております。

また、先ほど小池市長からも、お話をいただきましたが、地元からの期待も大きいところもございますので、県といたしましても、引き続き、関係の皆様と連携をさせていただきながら、こうした取組みを確実に進め、衣浦港の更なる発展に向けて、取り組んでまいりたいと思います。

最後になりますが、引き続き皆様方の御指導と御支援をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

閉会

○司会　ありがとうございました。

これをもちまして、第43回愛知県地方港湾審議会衣浦港部会を終了させていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

会議録署名人

部会長　富　田　孝　史

玉　井　寿　樹

中　野　牧　子